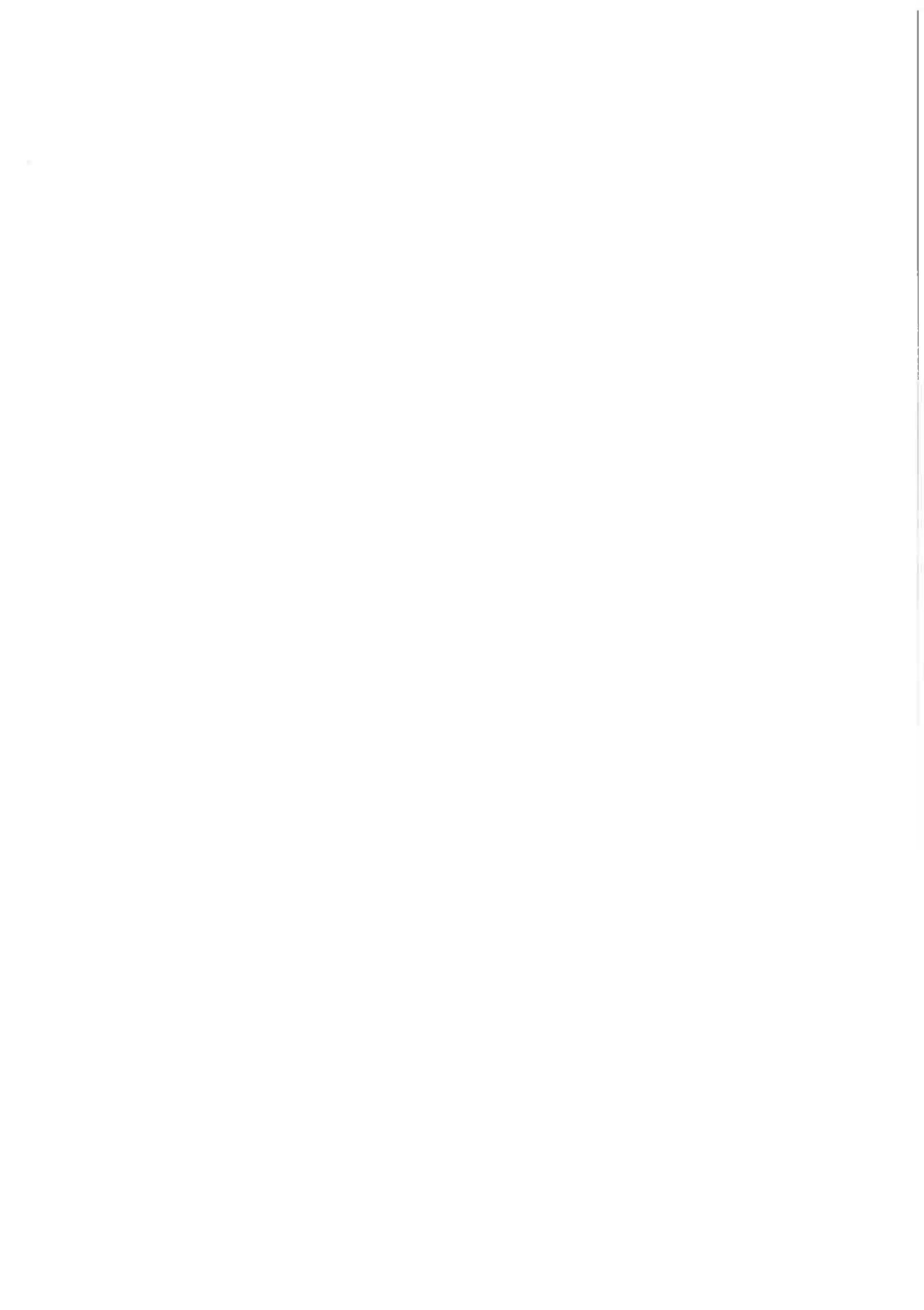


平成30年度第5回理事会

議事録

平成30年12月7日（金）

公益財団法人 武藏野市福祉公社



平成30年度 第5回 公益財団法人武藏野市福祉公社理事会議事録

1. 開催日 平成30年12月7日(金) 午後3時30分から午後4時30分まで

2. 会場 本部事務所1階 会議室

3. 理事の現在数 6名 (定足数 4名)

4. 出席者	理事長(議長) 萩場 和裕	常務理事 小島 一隆
	理事 安藤 真洋	理事 大野 壽三枝
	理事 千種 豊	理事 黒竹 光弘
	監事 大久保 実	

5. 欠席者 監事 安田 大

6. 傍聴者 なし

7. 議事日程

日程第1 議案第10号 公益財団法人武藏野市福祉公社職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則について

日程第2 議案第11号 公益財団法人武藏野市福祉公社職員の介護休業等に関する規則の一部を改正する規則について

日程第3 議案第12号 公益財団法人武藏野市福祉公社パートタイム職員就業規則の一部を改正する規則について

日程第4 議案第13号 公益財団法人武藏野市福祉公社職員給与規程の一部を改正する規程について

日程第5 議案第14号 公益財団法人武藏野市福祉公社指定居宅介護支援に関する実施規則の一部を改正する規則について

日程第6 議案第15号 公益財団法人武藏野市福祉公社ホームヘルプサービス事業実施規則の一部を改正する規則について

- 日程第7 議案第16号 評議員会に提出する評議員候補者の推薦について
日程第8 議案第17号 平成30年度第3回評議員会（みなし決議）の実施について
日程第9 報告事項1 理事長及び常務理事の職務執行状況について

8. 議事録作成者 理事長 萱場 和裕

9. 議事録署名人 理事長 萱場 和裕
監事 大久保 実

10. 議事の経過及び結果

萱場理事長より、傍聴希望はなく、出席理事6名、定数6名につき、定款第35条により過半数4名を満たしており、理事会の成立が宣言された。定款に基づき、議事録署名人は、理事長と出席監事1名とし、議事の審議に移った。

日程第1 議案第10号 公益財団法人武藏野市福祉公社職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則について

日程第2 議案第11号 公益財団法人武藏野市福祉公社職員の介護休業等に関する規則の一部を改正する規則について

萱場理事長から議案第10号と議案第11号は関連があることから、一括審議の提案がなされ、他の理事及び監事から異議なく一括して審議することとした。

小島常務理事兼事務局長から提案理由について、平成28年及び平成29年に改正された育児休業、介護休業等育児又は家族の介護を行う労働者の福祉に関する法律に準じて改正するためであると説明がなされた。

新谷総務課長から詳細について次のとおり説明がなされた。

育児休業等に関する規則について第2条の改正は、第6条の改正にかかる部分で育児休業の承認の失効等について、育児休業をしている職員について当該育児休業に係る子以外の子に係る育児休業を承認しようとするときのみとし条件を緩和するものである。

また、第2条第3項を削除し、当該請求に係る期間について育児休業を請求した職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合でも、育児休業を承認するよう改正する。第3条の育児休業をすることができない職員について条件を緩和し、定年退職後再雇用された職員、配偶者等が養育することができる場合においても取得できることとした。また、

パートタイム職員でも育児休業を取得できるようにし、条件として引き続き雇用された期間が過去1年未満の職員、養育しようとする子が1歳6か月になるまでの間に雇用関係が終了することが明らかな職員は取得できないこととした。

第9条では、職務復帰後における給与等の取り扱いについて、育児休業をした期間は、昇給や退職手当の支給に影響しないよう、引き続き勤務したものとみなすこととした。

第11条では、育児部分休業について、日々雇用される職員以外は取得できることとしたものである。

様式の改正は、育児休業等養育状況変更届において、休業等に係る子を養育しなくなった具体的な理由の欄を削除したものである。

介護休業等に関する規則について、第2条では、配偶者または、2親等以内の親族で負傷、疾病または老齢により日常生活を営むことに支障がある者を要介護者として定めるものである。介護休業をすることができないものとして、パートタイム職員の場合、引き続き雇用された期間が過去1年未満の職員と、介護休業終了後6か月を経過する日までの間に雇用関係が終了することが明らかな職員を追加した。

第3条では、介護休業の承認について、要介護者1名につき、通算して180日まで、3回を上限として分割取得することができることとし、また半日単位の取得を可能にした。

第5条において、介護休業の期間は、武藏野市に準じ、93日から180日とし、介護部分休業は別に利用できるよう、但し書きを削除した。

第11条では、介護部分休業について、介護休業とは別に3年間取得できることとした。

様式の変更は、介護休業の申請に係る家族が、配偶者または2親等以内の親族となり、同居扶養の要件がなくなったことから項目を削除したものである。

議案10号及び議案第11号に関して次の質疑応答があった。

大野理事 今回の改正によると、パートタイム職員も育児休業、介護休業の日数が変更になり、パートタイム職員就業規則の改正も必要になるのではないか？

新谷総務課長 パートタイム職員の育児休業及び介護休業にかかる条項は『公益財団法人武藏野市福祉公社パートタイム職員就業規則』の第18条の2、3、4、5であるが、今回の改正に關係があるのはこのうち第18条の2と3となる。第18条の4と5では日数の定めがあるが、こちらは短期に取得できる短期休暇で、別の規定となる。より長期的な休業が必要になった場合第18条の2と3の休業を利用するという仕組みとなる。

確認の結果、第 18 条の 2 育児部分休業から「部分」の文言の削除を、第 18 条の 3 介護部分休業からは「部分」の文言の削除が必要と思われる。こちらは次回改正時に修正したいと思っている。

ほかに理事及び監事から質疑意見はなく、議案第 10 号及び議案第 11 号は、1 件ずつ採決の結果、全会一致で本 2 案は原案のとおり承認された。

日程第 3 議案第 12 号 公益財団法人武蔵野市福祉公社パートタイム職員就業規則の一部を改正する規則について

小島常務理事兼事務局長から、提案理由について、パートタイム職員の時間給の決定について、所定労働時間外の一部について記載がなかったことから、1 日の勤務時間が 7 時間 45 分を超えた場合についてと、勤務を要しない日に勤務し、振替を取得しない場合について、字句を追加するものであると説明がなされた。

議案第 12 号について、理事及び監事から質疑意見はなく、全会一致で原案のとおり承認された。

日程第 4 議案第 13 号 公益財団法人武蔵野市福祉公社職員給与規程の一部を改正する規程について

小島常務理事兼事務局長から、提案理由について、平成 30 年度より新たに規定した再雇用職の給与について一部明確となっていない部分について記載するため、改正の承認を求めるものである。第 10 条の 4 昇給の時期について、再雇用職の昇給を 4 月 1 日とすること、また、第 19 条の 2 超過勤務手当等に関する規程の適用除外について、運転業務などの特殊勤務手当は、管理職に支給しないことを明記した。

議案第 13 号に関して次の質疑応答があった。

大野理事 特殊勤務手当とは具体的にどのような内容か。また、福祉公社で管理職とはどの職位のことか。

小島常務理事兼事務局長 特殊勤務とは、通所介護等の運転業務と緊急対応電話の休日待機業務である。特殊勤務手当は一般職・専門職のみに支給されており、再雇用職の管理職、総合職にも支給していない。管理職とは、課長、所長、事務局長が当たる。

そのほか、理事及び監事から質疑意見はなく、議案第 13 号は採決の結果、全会一致で原案のとおり承認された。

日程第 5 議案第 14 号 公益財団法人武藏野市福祉公社指定居宅介護支援に関する実施規則の一部を改正する規則について

日程第 6 議案第 15 号 公益財団法人武藏野市福祉公社ホームヘルプサービス事業実施規則の一部を改正する規則について

萱場理事長から議案第 14 号と議案第 15 号は関連があることから、一括審議の申出がなされ、他の理事及び監事から異議なく一括して審議することとした。

小島常務理事兼事務局長から、提案理由について、介護保険等の改正に伴う様式の変更を理事長の専決事項とし、実施規則から様式を削除するほか、所要の改正を行うため、承認を求めるものである、と説明がなされた。

新谷総務課長から、詳細について次のとおり説明がなされた。

指定居宅介護支援に関する実施規則については、第 2 条事業等では、契約を締結するものと字句を改正し、第 3 条では、事業の名称等を公益財団法人武藏野市福祉公社と改正する。

ホームヘルプサービス事業実施規則については、第 4 条サービス内容の範囲において、契約締結について定め、第 6 条の利用料等で規定していた契約書について削除する。そのほかは、文言整理のための所要の改正となる。

議案第 14 号と議案第 15 号に関して、理事及び監事から質疑意見はなく、1 件ずつ採決の結果、全会一致で本 2 案は原案のとおり承認された。

日程第 7 議案第 16 号 評議員会に提出する評議員候補者の推薦について

小島常務理事兼事務局長から提案理由について、清水評議員から辞任願が提出されたことから、武藏野市歯科医師会からご推薦のあった宮原隆雄氏を、本理事会から評議員会に対して評議員候補者として推薦することについて、承認求めるものであると説明がなされた。

議案第 16 号に関して、理事及び監事から質疑意見はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり承認された。

日程第8 議案第17号 平成30年第3回評議員会（みなし決議）の実施について

小島常務理事兼事務局長から、提案理由について、定款第20条第3項の規程により、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第194条第1項の要件を満たしたときは、評議員会の決議があつたものとみなす。」とされていることから、上記議案について第3回評議員会をみなし決議として実施することについて、承認を求めるものであると説明がなされた。

渡部評議員会会长より、定款及び法令に規定された評議員会の権能には福祉公社の規程の制定改廃に関する議決権が含まれていないため、今後は議案として議決すべきでないのではないかとの指摘があり、検討した結果、規程の制定改廃について議案として評議員会の議決の対象とはせず、報告事項として情報提供することとした。その結果、今回の議事内容は、「評議員の選任について」のみとなるため、評議員を招集するのは適当でないと判断し、みなし決議にて実施することとしたものである。

議案第17号に関して、理事及び監事から質疑意見はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり承認された。

日程第9 報告事項1 理事長及び常務理事の職務執行状況について

萱場理事長から、6月の第3回理事会で報告して以降、今日までの職務執行状況について次のとおり報告がなされた。

平成30年度事業計画における重点項目である、地域包括ケア推進人材育成センター（仮称）の設置について、12月1日に「推進」という文字を削除しまして「武藏野市地域包括ケア人材育成センター」として正式に発足した。人材育成センターについては、武藏野市からの受託事業になり、武藏野市と公社の協議により進めているが、従来初任者研修などの人材育成事業を担ってきたホームヘルプセンターとの役割と財務上の切り分けを明確にするよう指示をした。福祉公社として、ホームヘルプやデイサービスなど福祉人材を雇用する立場と、市全体の福祉職の人材養成・支援と事業所支援を担っていく立場をきちんと使い分けていかなくてはならないと考えている。介護人材の不足が言われる昨今、福祉業界に限らず全職種において人手不足が深刻となっており、また、外国人の活用も含め國の在り方にもかかわる困難な課題と認識し、しっかりと対応していく。

次に、重点項目のふたつ目である「成年後見制度利用促進基本計画策定に向けた積極的な関与」としては、武藏野市の計画策定が来年度ということで、具体的な進捗は見えない状況だが、

先進都市である埼玉県志木市の主催で 10 月 15 日に開催された「志木市後見ネットワークセンター記念講演会・シンポジウム」に武藏野市の担当者とともに参加してきた。また、昨年 6 月に成年後見制度の利用促進を目的とする N P O 法人こだまネット理事に就任したことは既に報告しているが、権利擁護講演会や、親亡き後講座「バトンノートを書いてみよう」に積極的に参加したほか、今年度の新規事業として成年後見に関する相談会を 11 月 20 日に実施し、権利擁護センターの職員 1 名を相談員として半日従事させ、また 1 月 28 日に第 2 回目の相談会を予定している。担当した職員からは、地域生活支援センターびーとの職員と共同で相談に当たったので勉強になったと報告があった。

また、安藤理事の社会福祉法人武藏野が来春開設する障害者支援施設「わくらす武藏野」の入所内定者説明会が 11 月 20 日にあり、成年後見制度とバトンノートを紹介した。今後も成年後見制度利用促進計画の中核機関を担えるように権利擁護センターを充実させていきたい。

このように人材育成センターや中核機関の役割から、一事業者から市全体の調整役へと福祉公社の役割が変容していく過渡期に入ったと感じており、その点を意識しながら経営のかじ取りを行っていきたい。

重点項目の三つめは「第三期中長期事業計画の策定」で、7 月に内部の策定委員会並びにワーキングチームを設置して、検討を続けている。昨年実施した個別事務事業評価の結果を受け、事務事業の見直しを行うとともに、第三者評価や利用者アンケート、事業者アンケートなども実施して来週、理事者ヒアリングを実施する予定になっている。次回の理事会には内容について報告したい。

また、処遇改善加算 I を取得することに加え、労働契約法の改正に伴い、3 月の理事会において就業規則はじめ、具体的な規程等の改正を行い、この 4 月より、従来の嘱託職員をすべて専門職・一般職として安定的に雇用することができた。半年が経過して職員のモチベーションが上がってきたと感じている。11 月 16 日に各職場ごとの事業発表会を初めて外部の方に公開して実施した。長澤前理事長はじめ、評議員、市民社協の職員、また、小山高齢者支援課長並びに市の職員にもご臨席いただき、好評をいただいた。プレゼンテーション力が向上しただけではなく、各職場の前向きな取り組み姿勢が伝わり、手ごたえを感じた。

職員に検討を指示している事項について二点報告したい。

まず、残業削減プロジェクトチームの設置と削減策を検討することである。福祉公社の最大の財産は職員であり、職員の健康を守り、働きやすく風通しの良い職場を作っていくかなければならない。現在、職場によって、また個人によって残業時間の多少に偏りが大きく、効率的で

生産性が高いと言えない状況が散見される。ともすると福祉の職場はやればやるほど仕事が増えてしまう傾向があるが、この点はきっちりと改善したいと考えている。

もう一点は、デイサービスの祝日開所について検討の指示をしている。2か所のデイサービスの稼働率がなかなか上がらない傾向が続いている、介護保険の報酬改定により単価が下がったこともあり、デイサービスの収支改善が課題となっている。他のデイサービス事業所では、ほぼ祝日も開所しており、競争力のアップを考えなければならない。また、来年のゴールデンウイークは、10連休になることもあります、祝日の開所について、人的配置面、施設管理面等の検討を指示している。

つづいて小島常務理事兼事務局長から職務執行状況について次のとおり報告がなされた。

地域包括ケア人材育成センターの開設について、今年度の武藏野市の主要事業の1つで、専門職や地域の担い手を含めた福祉人材育成と確保を目的に、福祉公社が武藏野市から受託した事業である。開設に向けて、ホームページの開設やパンフレットの作成、関係事業者への周知などの準備を行った。武藏野市の担当や、場合に応じて市長・副市長を交えての打合せや、運営委員会への出席など、武藏野市との連携を図りながら進めてきた。11月19日には市議会の厚生委員会で行政報告を行い、11月23日は開設記念講演会をゼロワンホールで開催し、約90名の出席があった。開設時期については、当初10月を目指していたが、本年4月から受託し、そこからホームページの開設や周知などの準備を始めたので、結果として12月1日の開設となった。なお、12月1日は、福祉公社が創立された日であり、当日はケアリンピック武藏野が開催されたので、市長のあいさつの中で開設宣言が行われた。今後は、人材確保に向けたイベントや研修の充実を図っていく。

第三期中長期事業計画の策定について、2025年問題、またその先の2040年問題に関する国などの研究報告や、様々な書籍などを参考に、今後の社会状況の変化を分析しつつ課題抽出するよう指示をした。本日からは各課個別ヒアリングが始まった。このヒアリングで、事業の概要が示される予定となっている。来年3月の策定を目指して、準備を進めている。

職員のメンタルヘルス対策について、今年度からカウンセラーに、グループカウンセリング及び個別カウンセリングを依頼することとした。グループカウンセリングでは、ストレス等の対処法を知ってもらうことが目的で、毎月1回、各担当から1名ずつ、10名程度が集まり、約1時間半行っている。7月に打ち合わせを行い、第1回目の10月16日は私自身も参加し、第2回目を11月20日に実施した。テーマは「アサーション・トレーニング～さわやかな自己表現」で、自己主張の方法をテーマに行っている。また、個別カウンセリングは、原則グル

プカウンセリングの後に予約制で実施することになっている。

震災対策について、この間、6月18日には大阪府北部での震度6弱の地震、また、9月6日には、北海道胆振（いぶり）東部での震度7の地震が発生した。大阪府北部地震では、ブロック塀の倒壊により被害が発生したので、福祉公社施設のブロック塀等の確認を行った。現状では、一定の補強はされており、新たな対応が必要なら適切に対処していく。10月28日の武蔵野市の総合防災訓練においては、社会福祉法人武蔵野の障害者総合センターが福祉避難所開設訓練の会場になったので、見学に伺った。受付や避難場所、トイレなどの設置状況を確認することができ、今後の避難所運営の参考になった。また、11月20日に全社一斉災害時初動訓練を行った。16時30分から訓練を開始し、避難訓練の後に行った初動対応訓練は室内照明を消灯した真っ暗な事務所で、ヘルメットに装着したヘッドライトの明かりのみで実施し、臨場感のある訓練となった。今回の訓練で確認できた課題については、今後対応のあり方（マニュアル）を修正していく。

次に、福祉公社と市民社会福祉協議会との事業連携について、7月10日に、事業連携推進委員会を開催し、今年度に実施する連携事業を決定した。低所得世帯等関連支援事業の相談対応の一体的実施、ふれあい福祉学習委員会への福祉公社職員の参加、福祉公社の上級救命講習や事業報告会への市民社会福祉協議会職員の参加などを行っている。来年1月には第2回の事業連携推進委員会を開催し、今年度の実施状況についての報告を行う予定としている。また、11月11日に行われた青空市に、市民社会福祉協議会と隣り合わせのブースで福祉公社として初めて出展した。目的は福祉公社事業のPRで、介護食の試食や、スーパーぼールすくい、輪投げなどを実施し、多くの方に立ち寄っていただいた。今後も福祉公社事業のPRに努めていく。

この間、福祉公社で行われた様々な事業・イベント、例えば、デイサービスセンター夏祭り、9月の敬老会、10月のコミュニティカフェや地域健康クラブ交歓会などにできる限り参加した。また、11月16日、全社あげての事業報告会を行い、9つの発表の中から2つの演目を選び、12月1日に行われたケアリンピック武蔵野2018にて演題発表を行った。その結果、最優秀賞を補助器具センターが、優秀賞を高齢者総合センターデイサービスセンターが受賞した。

福祉公社として、これからも、利用者の今までの人生や生活の場に寄り添いながら、多職種連携で取り組んでいく。

報告事項1について、次の質疑意見があった。

大野理事 グループカウンセリングを開始されたとあったが、この時期にメンタルヘルス対策を開始されたのは、具体的にメンタルヘルスが理由で休業された職員の方がいたからなのか。

新谷総務課長 昨年度休業した職員がいたことがきっかけとなった。組織として職員を守るために、あらゆる手段を講じていきたいと考えており、その一つとしてグループカウンセリングの実施となった。

安藤理事 自分が理事をしている法人で、障害を持った方のご家族等から、成年後見制度についての相談を多数受けている。今後、福祉公社で高齢者だけでなく障害を持った方の成年後見就任を拡大する等の考えはあるのか？

萱場理事長 特に知的障害の方など、親御さんが高齢になりご本人を支えることが困難になった場合、高齢者の場合と違い長期間にわたり支援が必要になることが想定される。その意味で、弁護士、司法書士の先生方に個人としてすべて引き受けていくのは難しいと考え、福祉公社もお役に立てることができればという思いから、こだまネットの理事を引き受けている。具体的な計画としては申し上げられないが、これからも連絡調整会議等の開催を通じて、支援者同士のネットワークづくりを継続していく。

大野理事 私自身武藏野市とのつながりで、障害を持った方の成年後見人も受任しているが、高齢者の被後見人とは全く性質が異なると実感している。自分より若い年齢の方の支援をしていくという事は、長い年月が経過した場合、最後まで担当できない可能性もある。今関わっているケースでは、ケアマネージャーや武藏野市の担当者の方に身上配慮の役割を担ってもらい、総合的な取りまとめや財産管理、法的手続きを自分が行うというチームで被後見人を支えている。

黒竹理事 高齢者施設の管理者として、ご本人の状態としては施設に入所していただくのがよいと思える状況でも、周囲の状況が整っておらず入所が進まないケースがある。福祉公社だけではないが、やはり成年後見制度を視野に入れた支援が必要だと感じている。

荒井課長 前述の大野理事のケースでは、福祉公社も支援の一旦を担わせていただいているが、やはり個人ですべてを引き受けるのは難しく、チームで関わるからこそ支援が上手くいくと考えている。

黒竹理事のいうとおり、高齢になり在宅生活が難しくなった時、施設で過ごすことが必要であっても、バックボーンが整っていないと受け入れが難しい現実があると認識している。福祉公社でもお手伝いできることがあればぜひご相談いただきたい。

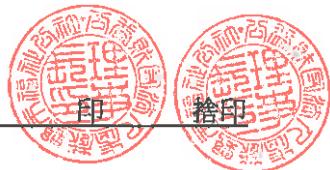
そのほかに、理事及び監事から質疑意見はなく、以上をもって、議事の全部の審議を終了し

たので、萱場理事長は平成30年度第5回理事会の閉会を宣言した。

議事の経過及びその結果を明確にするため、議長及び議事録署名人において記名押印する。

平成31年1月24日

議長（理事長）萱場和裕



議事録署名人（監事）大久保実



